一般事業主　　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和　７年　５月　１日 ～ 令和１２年　４月３０日までの５年間

２．内容

目標１：計画期間内において、育児を目的とした休暇の取得促進及び男性社員による育児休業の取得率を５０％以上にする。

＜対策＞

　●令和　７年　５月～　時間単位年休制度の導入

　●令和　８年　４月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標２：若手・中堅社員の定着率向上につながる雇用管理の改善を図る。

＜対策＞

　●令和　７年　５月～　年次有給休暇の年間１０日取得を推奨

●令和　７年　６月～　ハラスメント防止に関する研修を実施し、安心できる職場づくりを推進

●令和　７年１０月～　育児・介護休業制度の周知、利用促進を図る